

大阪府におけるグループホーム・ケアホーム運営主体の 先駆的取り組みに関する一考察

—大阪府内のグループホーム開設過程実態調査より—

大阪大谷大学 船本 淑恵 (4592)

キーワード：グループホーム・ケアホーム、運営主体、先駆的取り組み

1. 研究目的

障害者が地域で生活する際の住まいの選択肢の一つとして、グループホーム・ケアホーム（以下、GH等）がある。それは、施設から地域へ大きく転換された障害者政策において、地域移行・地域生活の推進にあたり期待をもって提示され、整備目標が定められている。現在、障害者総合支援法における共同生活援助事業・共同生活介護事業として法定化されているGH等は、1989年に出された通知によって知的障害者地域生活援助事業として制度化された。翌年、知的障害者福祉法改正に伴い法定事業とした定められた経緯がある。

1980年代当時には、都道府県の単独事業として生活寮や生活ホーム制度がすでに展開されていた。また、それ以前から、地域の住宅において少人数で暮らすことを支える民間の取り組みも行われていた。このように、GH等はこれまでの民間の取り組みや地方自治体の単独事業という先駆的取り組みに学びながら、制度化が図られたのである。

先駆的取り組みについては、広く紹介され、研究が進められているが、いわゆる無名の取り組みについてはあまり知られていない。そこで、本研究は、大阪府内のGH等運営主体に着目し、制度外、制度化以前の取り組みを把握し、特徴を示すことを目的とした。

2. 研究の視点および方法

視点 GH等運営主体のGH等制度外、制度化以前の取り組みに着目し、大阪府内の先駆的取り組みの状況を検討する。同時に、GH等開設時における運営主体の状況を整理する。その際の時期区分は、障害者政策のエポックを画す事項で区分を行う。

方法 大阪府内GH等運営主体の全数(229ヵ所)を対象に質問紙による郵送調査を行い、その結果をもとに考察する。調査項目は、運営主体の種類、運営事業、GH等開設時の状況に関する設問を設定した。

3. 倫理的配慮

本研究の調査は、日本社会福祉学会の研究倫理指針にのっとり実施したものである。具体的には、調査協力依頼の際、調査主体、趣旨、目的、調査結果の利用、回答者の匿名性、調査結果の統計的処理、目的外利用をしないこと、回収した調査票の管理は責任をもって行うことを明記した協力依頼書を提示した。調査票の返送をもってその内容に同意し、協力依頼を受諾したものとみなした。

4. 研究結果

回収状況は、宛先不明での返送が1部あり配布実総数228部のうち、101部回収でき、44.3%の回収率であった。運営主体の種類は、「社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）」が61カ所60.4%を占めていた。次いで、「特定非営利活動法人」25カ所24.8%、「医療法人」9カ所8.9%、「株式会社・有限会社」4カ所4.0%、「地方公共団体」1カ所1.0%の割合であった。

最初に開設したホームの年代は、割合の高い方から順に「2003年4月～2006年3月」36カ所35.6%、「1996年4月～2003年3月」30カ所29.7%、「2006年4月以降」16カ所15.8%、「1981年1月～1989年3月」2カ所2.0%である。また、制度の利用については、「国制度」72カ所71.3%、「自治体制度」17カ所16.8%、「制度利用せず」5カ所5.0%である。

制度の利用別に最初のホーム開設年を尋ねると、制度を利用しない場合「1981年1月～1989年3月」「1989年4月～1993年3月」「2003年4月～2006年3月」の期間に回答があった。そのうち、運営主体は、社会福祉法人2カ所、特定非営利活動法人3カ所である。また、その法人の設立年は、1969年の社会福祉法人が一番古く、それ以外は「1996年4月～2003年3月」「2003年4月～2006年3月」の期間であった。

運営主体の法人化以前から障害者の暮らしを支える活動の有無では、「行っていた」と「行っていない」が43カ所42.6%と同数であった。活動を行っていたと回答したのは、社会福祉法人と特定非営利活動法人である。活動を行っていた時期では、社会福祉法人の1カ所が「1960年3月まで」に回答している。また、特定非営利活動法人のうち3カ所が「1960年4月～1980年12月」、7カ所が「1989年4月～1993年3月」の時期に活動を始めていた。

5. 考察

上記の研究結果から、大阪府におけるGH等制度外、制度化以前の取り組みは、活発と言えるほどではないことが示唆される。最初のホーム開設年代は、支援費制度の時期に集中しており、しかも制度を利用しての開設が8割を超えている。それでもGH等制度化以降に、それを利用せずホームの開設を行っていたことが確認できた。また、法人設立前より、ホームの開設ではないが、障害者の生活を支える活動を行っていたことも明らかとなった。

本報告は、2010年度から3年間の科学研究費補助金、若手研究(B)「障害者の地域居住実現に向けた地域類型別グループホーム開設過程に関する実証的研究」の成果の一部である。